黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

黒川地区小中学校新設事業の契約(平成18年9月14日議決、平成20年3月19日変更議決、平成20年6月19日変更議決)の一部を次のように変更する契約を締結する。

平成21年6月5日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

4の契約金額「5,761,270,117円」を 「5,765,806,117円」に変更する。

参考資料

1 黒川地区小中学校新設事業の契約の締結について(平成18年9月4日提出・平成18年9月14日議決)

1 事 業 名 黒川地区小中学校新設事業

2 履 行 場 所 川崎市麻生区はるひ野4丁目8番

3 契約の方法 総合評価一般競争入札

4 契約金額 5,751,051,031円

5 契約期間 契約締結の日から平成35年3月31日まで

6 契約の相手方 川崎市麻生区片平2丁目10番10号

はるひ野コミュニティサービス株式会社

代表取締役 加藤 哲郎

2 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について(平成20年2月28日 提出・平成20年3月19日議決)

4の契約金額「5,751,051,031円」を 「5,760,136,117円」に変更する。

3 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について(平成20年6月2日 提出・平成20年6月19日議決)

4の契約金額「5,760,136,117円」を 「5,761,270,117円」に変更する。

4 変更理由

事業契約書の第55条に規定するサービス料4(小学校給食業務費相当分)は、毎年4月に見直すこととされている。児童・教職員を含む433人がベースとなって、50人増減するごとに1,080,000円/年を増減することになる。

平成21年度は、634人(児童601人・教職員33人)で確定したためサービス料4(小学校給食業務費相当分)を見直すことにより契約額を変更するもの。